

# 電子マネー **ごうぎん デュプリ** 利用終了及び払戻しの実施

平成25年11月より開始いたしました電子マネー「ごうぎんデュプリ」サービスは、誠に勝手ながら平成30年5月末をもちましてサービスの利用を終了させていただくことになりましたのでご案内申し上げます。

つきましては、資金決済に関する法律第20条第1項及び前払式支払手段に関する内閣府令第41条の規定に基づき、チャージ残高の払戻しを実施させていただきます。

「ごうぎんデュプリ」をお持ちのお客さまは、ご利用終了日までにご利用いただくか、以下の払戻し期間内にお申出いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 1 ご利用終了及び払戻し対象となるサービス

### ごうぎん **デュプリ** ごうぎんデュプリ

#### ●表面



#### ●裏面



#### ●表面



#### ●裏面



## 2 ご利用終了日

**平成30年5月31日(木)**

## 3 払戻し期間

**平成30年6月1日(金)～平成30年7月31日(火)**

## 4 お申出方法及び払戻し方法

「デュプリカード」と、「登録預金口座の通帳・キャッシュカード・本人確認書類のいずれか」をお持ちのうえ、山陰合同銀行の本支店へご来店ください。即日、チャージ残高を登録預金口座へ返金させていただきます。

なお、上記3の払戻し期間内に申出をされない場合は、資金決済に関する法律上、チャージ残高は除斥となりますが、当行はお客さまの利益を最大限に保護するため、払戻し申出のなかったチャージ残高についても、平成30年8月初旬頃、登録いただいているお客さまの預金口座へ返金いたします。

また、ポイント残高については、払戻し申出の有無にかかわらず、平成30年8月初旬頃、登録いただいているお客さまの預金口座へ返金いたします。

返金をご不要な場合や上記以外の返金方法をご希望の場合は、平成30年7月31日(火)までに、下記5までご連絡ください。ご連絡がない場合は、登録預金口座へ返金させていただきます。

## 5 連絡先・お問い合わせ先

ごうぎんデュプリご相談窓口

電話：0852-27-1795

受付時間：月～金（銀行休業日は除きます）9：00～17：00

〒690-0062 島根県松江市魚町10番地 株式会社 山陰合同銀行